

05

きちんと加入手続きしていますか

雇用保険

雇用保険は、労働者が自分の都合や会社の事情で退職しなければならなくなったとき、生活の安定をはかりながら再就職できるよう、支援する制度です。

労働者を1人以上使っている事業所は必ず加入しなければなりません。必要な手続きはすべて組合がお手伝いします。

雇用保険料

建築の場合、雇用している労働者に当該保険年度（4月1日～翌年3月31日まで）に支払った賃金総額の千分の22.5が保険料（労働者負担分、千分の9）となります。

製造業の場合は賃金総額の千分の19.5（労働者負担分、千分の8）です。

| 区分 | 保険料率 | |
|-------|-----------|----------|
| 建設業 | 18 / 1000 | |
| | 事業主 | 労働者 |
| | 11 / 1000 | 7 / 1000 |
| 一般の事業 | 15 / 1000 | |
| | 事業主 | 労働者 |
| | 9 / 1000 | 6 / 1000 |

● 加入金、年間事務費が別途かかります。

給付のこと

失業給付を受けるには、退職日以前1年間に6ヶ月以上の加入期間が必要となります。被保険者であった期間の長さや年齢、離職理由等により、90日～360日の範囲で給付日数が決まります。また給付の日額は、1日の賃金の6割程度になります。

失業給付以外にも、再就職手当てや、原則として1歳未満の子どもを育てるために休業した場合への育児休業給付、家族を介護するため介護休業給付、また職業訓練給付制度などもあります。

失業給付を受けるには…？

